



# 兵 卜 協 ニ ュ ー ス

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2016.10 No. **363**



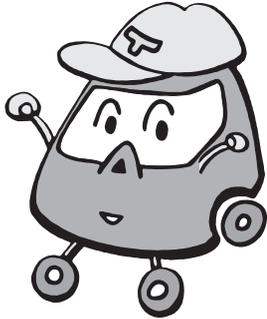
## 主な記事

- 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策について
- 第56回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

## 主な同封物

- 高速道路での停止は非常に危険です
- PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む電気機器はありませんか？

場 所:神戸市立森林植物園(神戸市北区)  
撮影者:林 昇平氏(山口運送株式会社)



## もくじ

- 行政からのお知らせ  
（厚生労働省）最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策について 1
- （全ト協）第56回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画 ..... 6
- 事務局からのお知らせ  
交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を挙行了しました ..... 9  
兵庫県議会自民党議員団幹事長等との「阪神高速道路料金問題に係る意見交換会」に参加しました ..... 10  
自民党兵庫県支部連合会との「兵庫県予算編成に対する要望に係る意見交換会」に参加しました ..... 10  
トラック教室の御礼にトラッ君の可愛い絵が届きました ..... 11
- 陸災防のページ  
はい作業主任者技能講習会のお知らせ ..... 12
- 会員だより ..... 17
- 協会日誌 ..... 18

マイナンバー制度について

マイナンバー制度に関する情報提供を当協会ホームページで行っています。

ホームページ内の下のバナーから閲覧してください。





## 行政からのお知らせ



### 厚生労働省

## 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への 支援策について

厚生労働省では最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援を行っています。

支援策の内容は「業務改善助成金」（生産性向上のための設備投資を行い事業場内最低賃金を引き上げた場合に設備投資にかかった費用の一部を助成）及び「キャリアアップ助成金」（有機契約労働者等の賃金規程等を増額改定し昇給した場合に助成）の拡充になります。具体的な内容については次のページ又は以下のホームページをご覧ください。

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135277.html>

問い合わせ先

厚生労働省労働基準局賃金課

03-3502-6757

職業安定局派遣・有期労働対策部企画課

03-3595-3352

兵庫労働局雇用環境・均等部企画課

078-367-0700

## 業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度が次のように拡充されます。

※平成28年度第二次補正予算等に基づく措置

### 制度の拡充 I

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 <sup>(※1)</sup> (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 <sup>(※1)</sup> )	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

### <ご留意いただきたい事項>

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

※ 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、上の表に定められた額以上の引上げを行う必要があります。

※ 助成金の支給は第二次補正予算成立が条件となりますが、申請は第二次補正予算成立前であっても可能です。

### お問い合わせ先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい。

各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」の所在地及び電話番号は、厚生労働省ホームページで確認できます。  
※厚生労働省ホームページの検索画面又は検索エンジンから「最低賃金 相談」で検索してください。

最低賃金 相談

検索

### 申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。  
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。  
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

## 制度の拡充Ⅱ

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として、以下のコースも新設します。

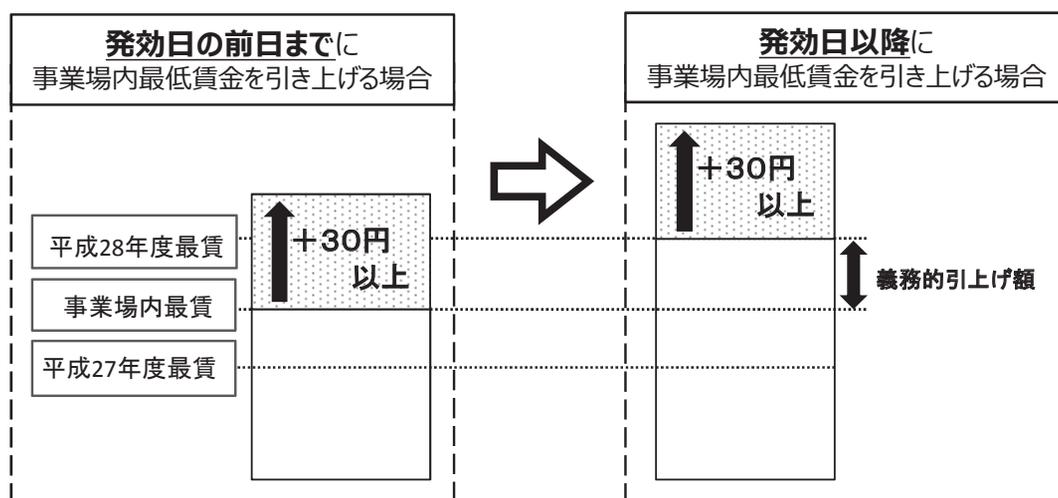
事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90円以上	7/10 <sup>(※1)</sup> (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 <sup>(※1)</sup> )	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	200万円	

※「制度の拡充Ⅰ」の          のくご留意いただきたい事項>については「制度の拡充Ⅱ」にも同様に適用されます。

## 支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。  
※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。  
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、社会通念上当然に必要な経費は対象外となります。
- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引上げは、その発効日の前日までにを行うこと。  
賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前頁の表及び上の表に定められた額以上の引上げを行うこと。

※発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。



※ 事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上の場合の例。

## 非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充 ～ キャリアアップ助成金を拡充します ～

「**キャリアアップ助成金**」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

### 現行制度

#### 賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額です。

有期契約労働者等の**基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合**

- **すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**  

1人～3人：10万円（7.5万円）	4人～6人：20万円（15万円）
7人～10人：30万円（20万円）	11人～100人：1人当たり3万円（2万円）
- **一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**  

1人～3人：5万円（3.5万円）	4人～6人：10万円（7.5万円）
7人～10人：15万円（10万円）	11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算

#### 賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

##### 中小企業に対する加算措置の創設

- **中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合** 拡充  
 上記現行制度の助成額に  

1人当たり 14,250円（※18,000円）	を加算（すべての賃金規定等改定の場合）
1人当たり 7,600円（※9,600円）	を加算（一部の賃金規定等改定の場合）

※ 申請があった企業において、**生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。**

ここでいう「**生産性**」とは、**企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。**助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、**伸び率が一定水準を超えている場合は18,000円（9,600円）を加算額として支給します。**

（ ）は一部の賃金規定等改定の額です。

- **平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。**  
 ※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり**現時点ではあくまで予定**となります。

#### より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

- **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）  
 「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- **賃金規定等の運用期間の緩和**  
 「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。
- **最低賃金との関係に係る要件緩和**  
 「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「**最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと**」に変更しました。

## 「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

### 就業規則規定例

第〇条（賃金）  
契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

### 要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象になります。

### 賃金規定等

#### ○ 賃金規定

第〇条（賃金）  
賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。  
第〇条（基本給）  
基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、○級：〇〇円、○級：〇〇円、○級：〇〇円とする。

区分	金額(時給)
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円

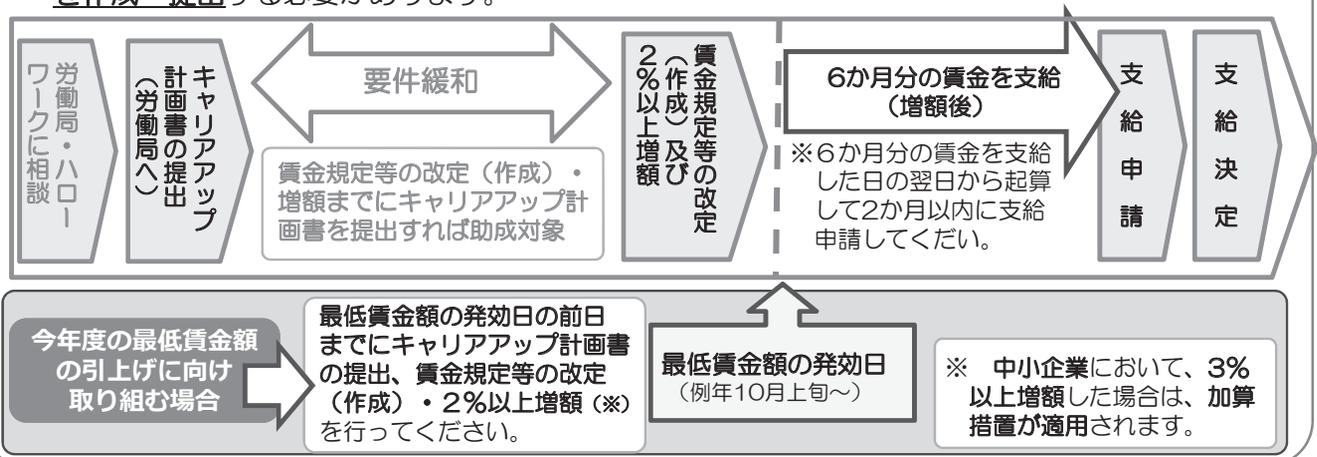
○ 賃金一覧表

対象者	金額(時給)
〇〇さん	〇〇〇円
××さん	〇〇〇円
▲▲さん	〇〇〇円

※ 対象者は匿名でも可

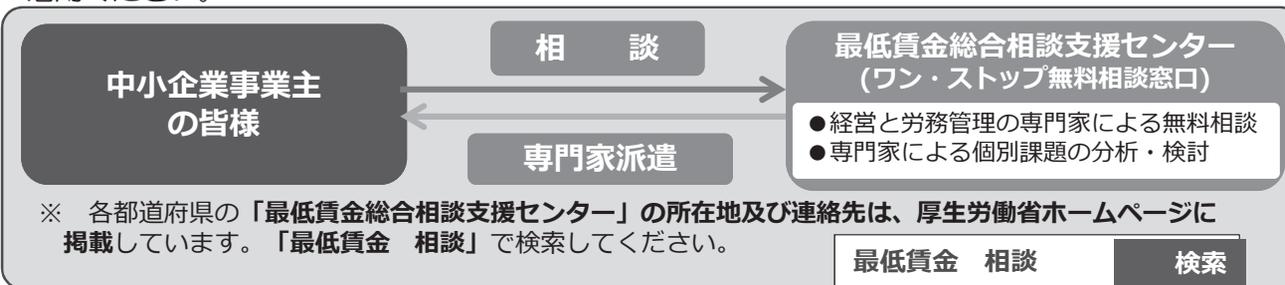
## 申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、**6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請**してください。また、**改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出**する必要があります。



## 最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご利用ください。



- ※ その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給できません）。
- ※ コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。すでにキャリアアップ計画書を提出していても計画変更届が必要となる場合があります。
- ※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。
- ※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

## 第56回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

### 1. 目的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

### 2. 運動期間

平成28年11月16日(水)から平成29年1月10日(火)まで

### 3. 主催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

### 4. 後援

国土交通省、警察庁

### 5. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。なお、(1)～(6)を事故防止に関する重点項目とする。

#### (1) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び管理者は、荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、墜落等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

（参考：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」）

#### (2) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

#### (3) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

#### (4) 飲酒運転及び危険ドラッグの根絶

運行管理者は、酒気帯び運転、飲酒運転及び危険ドラッグの使用による運転及び事故の根絶を図るため、社内安全教育や点呼時等において、それらによる運転の悪質性・危険性を十分に理解させ、飲酒運転及び危険ドラッグの根絶を徹底させる。

#### (5) 過労運転防止の徹底

運行管理者は、繁忙期にありがちな無理な運行計画を避け、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、運転者の過労運転防止に努める。

#### (6) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者は、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』及び『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』※を活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。

※全ト協ホームページ URL

トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～

[http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tsuitotsu\\_boushi/tsuitotsu\\_jikoboushi2016.html](http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tsuitotsu_boushi/tsuitotsu_jikoboushi2016.html)

トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～

<http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/kousaten-jikobousi.html>

#### (7) 高速道路における事故防止の徹底

高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に発生しており、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

#### (8) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

#### (9) 正しい積付け・固縛方法の徹底

荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

#### (10) エコドライブの推進

燃料の使用量を削減し、CO<sub>2</sub>及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であり、また、一層の事故防止を図る観点から、エコドライブを徹底させる。

### (11) 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

### (12) 安全意識の高揚

経営者は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常にやさしさと思いやりのある運転を心掛ける。

### (13) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

## 6. 実施要領

前項の「実施事項」を確実に効果的に実行するため、それぞれ次の要領により実施する。なお、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力を行うものとする。

### (1) 事業所

①自社広報紙等の利用、あるいは配布された、または自社作成のポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事故防止と輸送品質の向上を図る。

②安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。

<全ト協ホームページ>

URL [http://www.jta.or.jp/member/pf\\_kotsuanzen/kotsuanzen\\_ichiran.html](http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/kotsuanzen_ichiran.html)

③従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させる。

④安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

以 上

## 事務局からのお知らせ

### 交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を挙行了しました

9月23日、神戸市中央区の生田神社において第16回兵庫県トラック協会交通安全祈願祭並びに交通事故犠牲者慰霊祭を厳かに執り行いました。

秋晴れの中、本殿において正・副会長をはじめ各支部長、交通対策委員他、55名が出席し、交通安全祈願祭を行いました。福永会長、北野副会長、亀田副会長が協会を代表して玉串を奉奠、出席者全員が二礼二拍手一礼し交通安全を祈願しました。

続いて神社会館で交通事故犠牲者慰霊祭を行い、福永会長が祭文を奏上し、「輸送の安全の確保と環境対策は最重要課題であり、私どもトラック運送事業に携わる全ての者が交通事故撲滅に取り組んでおり、交通事故防止に向け最大限の努力を傾注する」ことを諸霊に誓い、福永会長、各副会長、各支部長、交通対策委員他、出席者全員が玉串を奉奠し、交通事故の犠牲になられた諸霊の安らかなご冥福を祈念し齋了いたしました。



## 兵庫県議会自民党議員団幹事長等との 「阪神高速道路料金問題に係る意見交換会」に参加しました

8月29日（月）に兵庫県庁自民党県議団幹事長室において松本幹事長ほか6人の議員と当協会、正副会長等が意見交換を行い、運輸事業振興助成金の全額支給、阪神高速道路の利用料の抑制等についても要望しました。



## 自民党兵庫県支部連合会との「兵庫県予算編成に 対する要望に係る意見交換会」に参加しました

9月12日（月）に兵庫県庁自民党県議団フロアにおいて自民党兵庫県支部連合会が主催する意見交換会に正副会長を中心に参加しました。

当協会から提出した平成29年度予算について、兵庫県・神戸市に対する最重点要望について運輸事業振興助成金の全額支給、阪神高速道路の利用料の抑制等について意見交換が行われました。







問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部  
(兵庫県トラック協会内)  
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 (兵庫労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号])

## はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く)の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成28年11月16日(水) 9時～17時(座学講習)
	2日目	平成28年11月17日(木) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,000円 (内消費税8% 518円)
非会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	1,500円 (内消費税8% 111円)	8,500円 (内消費税8% 629円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

平成28年9月30日(金)～平成28年11月9日(水) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書(A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)  
② 証明写真2枚(サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内  
陸運労災防止協会兵庫県支部  
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

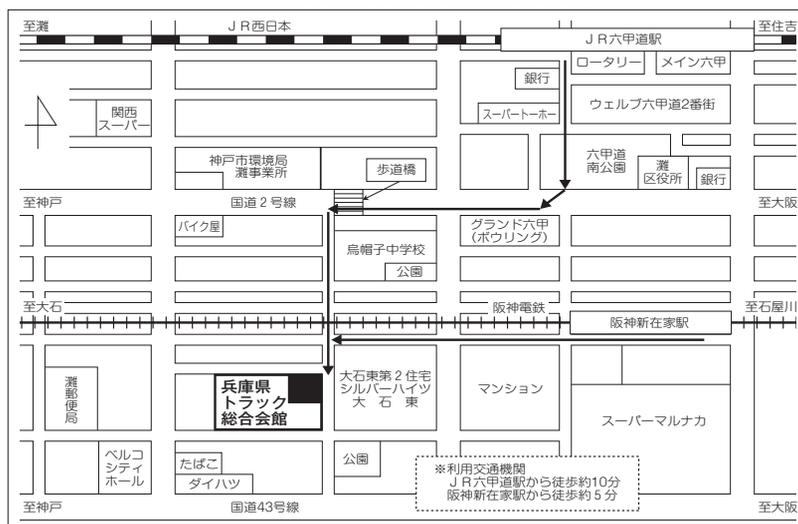
7. 留意事項

修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,160円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。

## はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号  
TEL (078) 882-5556



# はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し  
て下さい。  
縦3.5 c m  
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 <small>(修了証に載ります)</small>	〒  電話 (携帯電話)		本籍	都道府県
勤務先	所在地	〒  電話	F A X	
	名称			

本人確認		
------	--	--

証 明 書			
受講者氏名 _____ ㊟			
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に 年 月から 年 月まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。			
平成 年 月 日			
事業者名 _____			
事業者 _____ ㊟			
書替・再交付年月日	※ 年 月 日	本籍等確認書類	

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部  
平成28年度技能講習等実施計画表(予定)

兵庫労働局長登録教習機関

◆ はい作業主任者技能講習（各回 2日間）

講師氏名（学科）上野勝司、吉永良一、村上光三

実施日時			講習科目（時間）	種類	実施場所
第2回	平成28年 11月	16日(水)	9:00～17:00	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		17日(木)	9:00～17:00		
第3回	平成29年 2月	15日(水)	9:00～17:00	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		16日(木)	9:00～17:00		

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

(登録有効期間満了日：平成31年3月30日)



OFF

きれいな空気を大切に…

アイドリングストップ宣言

(一社)兵庫県トラック協会

## 燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成28年8月末現在）

（単位：円／ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X 日 鉱 日		83.05	70.50	81.76	
出 光		72.38	78.43	80.70	
J エ ナ ジ ー				85.00	
コ ス モ		71.13	75.97	77.05	85.00
昭 和 シ ェ ル		70.15		75.50	
モ ー ビ ル		72.28	73.50		
エ ッ ソ		70.40			90.00
三 井		70.50			
そ の 他		71.55	76.83	79.60	78.45
総 計		73.17	76.46	80.20	80.71
28 / 7	全国平均	73.35	調査なし	81.87	82.33
	近畿平均	72.84		81.19	84.29

兵ト協  
調 べ

全ト協  
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成27年9月		80.73	89.65	92.81	95.69
平成27年10月		78.00	85.69	89.97	92.25
平成27年11月		78.34	82.20	88.61	91.00
平成27年12月		82.97	85.13	90.10	89.54
平成28年1月		79.38	83.52	88.58	89.54
平成28年2月		71.14	77.02	81.97	83.58
平成28年3月		66.63	71.66	77.03	78.66
平成28年4月		67.48	70.76	75.52	77.34
平成28年5月		69.88	74.04	79.14	80.27
平成28年6月		70.44	76.27	81.15	82.10
平成28年7月		74.08	81.09	83.58	84.74
平成28年8月		72.35	79.51	83.15	81.81
平成28年9月		73.17	76.46	80.20	80.71
年 間 平 均		74.20	79.46	83.99	85.17

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

**“軽油は兵庫県下で買いましょう”**

# 会 員 だ よ り

## 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
28.9.1	丹有	一般 利用	E S C 圭成(株)	成 田 忠 治	〒669-3313 丹波市柏原町北山240 TEL 0795-70-1201 FAX 0795-70-1202
9.9	東播	一般 利用	(有)福島リフト	福 島 克 介	〒675-0034 加古川市加古川町稲屋982-14 TEL 079-448-3318 FAX 079-448-5807

## 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
28.8.18	明石	一般 利用	株 式 会 社 笹 木 運 輸	笹 木 雅 志
9.30	東神戸	利用	阪九フェリー株式会社	小 笠 原 朗

## 変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
28.7.27	6	会社名	ケイ・エム・システム(株)	クボタベンディングサービス(株)
8.23	167	住所	(有)K-SIN・TRANSPORT 美方郡香美町香住区若松747	豊岡市新堂238-1
8.29	41	代表者	阪神物流サービス(株) 北 風 健	北 野 穰
8.31	98	代表者	(有)恭和運送 岡 田 弘三郎	村 上 啓 治
9.1	125	代表者	木下運送(株) 村 津 英 志	今 津 啓 善
9.6	8	代表者	(有)サンライズ・コーポレーション 松 林 透	西 川 友 暁

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
9・1	適正化事業指導員全国研修「専門研修」	全ト協	10・19	兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会総会	パレス神戸
9	女性経営者部会 定例会	ホ日航姫路		神戸マラソン実行委員会 総会	のじぎく会館
	全ト協会長と兵ト協正・副会長との意見交換会	ANAクラウンプラザホテ	20	全国道路利用者会議第66回全国大会	広島国際会議場
	KTS正副会長と近畿B大会協賛企業との交流・勉強会	大「大成閣」	21	全ト協 青年部会「北陸信越ブロック大会」	石川県
13	兵ト協 タンク部会 役員会	兵ト協	22	第48回全国トラックドライバーコンテスト	自動車安全運転センター 安全運転中央研修所
14	第9回近畿地域事業用自動車安全対策会議	運輸局	24	兵ト協 常任理事会総務委員会合同会議(予定)	兵ト協
	兵青協 役員会	兵ト協	26	不正軽油・不正改造撲滅セミナー	兵ト協
15	全ト協 百貨店部会 正副部会長会議	新・都ホテル(京都)	27	全ト協 青年部会「東北ブロック大会」	山形県
	全ト協 第64回百貨店部会(通常総会)	新・都ホテル(京都)	28	人材確保セミナー	兵ト協
	適正化啓発小委員会	兵ト協	31	整備管理者選任後研修	兵ト協
	輸送秩序改善連絡会(三木会)	兵ト協		— 11月の予定 —	
17	兵青協 KTS正副会長会議	堺「アルテベル」市	11・1	物流セミナー	ANAクラウンプラザホテル神戸
	兵青協 KTS「正副会長会議、配車(ドライバー)担当者研修」	堺「アルテベル」市	2	兵ト協 理事会(予定)	兵ト協
21	秋の全国交通安全運動(～30日)			兵青協「KTS正副会長会議・各府県正副会長研修」	ホテルモント神戸
23	第16回交通安全祈願祭・慰霊祭	生田神社	4	女性経営者部会 女性経営者交流会	ホ日航姫路
	平成28年度交通安全県民大会	県公館	7	整備管理者選任後研修	姫路勤労館
26	第54回兵庫県高圧ガス大会 第2回実行委員会	兵庫中央労働センター		自動車関係団体連絡会議	兵庫県自動車会館
	兵庫県環境審議会 大気環境部会	ラッセホール	8	近畿地区物流政策懇談会幹事会	大ト協
	国際海上コンテナの陸上運送の安全確保のための近畿連絡会議	大阪合同庁舎第4号館10階	9	平成28年度交通事故防止大会	兵ト協
27	平成28年度兵庫労働安全衛生大会	加古川市公会館	11	全ト協 青年部会「中部ブロック大会」	岐阜県
29	近畿運輸局長との懇談会	兵庫自動車会館	15	全ト協 重量部会「全国実務担当者研修会」	全ト協
30	近ト協 幹事会	ホテルグランヴィア大阪		全ト協 青年部会「全国代表者協議会」	東京
	— 10月の予定 —		16	第56回正しい運転明るい輸送運動	
10・1	近畿不正軽油追放強調月間(10月)			平成28年度第2回はい作業主任者技能講習会	兵ト協
4	近畿ブロック適正化事業指導員研修	大阪市内	17	三木会	兵ト協
6	第21回全国トラック運送事業者大会	米子コンベンションセンター		苦情対応小委員会	兵ト協
9	トラックの日イベント	神戸ランド		平成28年度第2回はい作業主任者技能講習会	兵ト協
12	平成28年度原価意識強化セミナー	兵ト協	18	全ト協 青年部会「四国ブロック大会」	愛媛県松山市
	兵青協「KTS正副会長会議」	和歌山	22	整備管理者選任後研修	和山ジュビターホテル
	自動車関係団体連絡会議	自動車会館	24	全ト協 青年部会「第2回全国代表者協議会」	全ト協
13	平成28年度原価意識強化セミナー	西部研修センター	26	全ト協 青年部会「中国ブロック大会」	出日県
16	兵ト協 取扱部会 研修	山代温泉市	28	全ト協 「引越部会」会議	全ト協
18	コンプライアンス小委員会	兵ト協	29	引越管理者講習	兵ト協
	近ト協 理事会	ホテルグランヴィア大阪			